

令和7年 第3回真狩村議会定例会会議録

○開会及び閉会

開会 令和7年9月19日 午前10時10分

閉会 令和7年9月19日 午後 2時23分

○出席議員（8名）

| | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 大平 憲一郎 | 2番 | 大町 徹 |
| 3番 | 安藤 義明 | 4番 | 佐々木 義光 |
| 5番 | 向井 忠幸 | 6番 | 福田 恵子 |
| 7番 | 陰能 裕一 | 8番 | 佐伯 秀範 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

| | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 村長 | 岩原 清一 | 副村長 | 長船 敏行 |
| 教育長 | 齊藤 信之 | 総務課長 | 松枝 主範 |
| 企画情報課長 | 野村 稔 | 住民課長 | 秋山 秀敏 |
| 税務課長 | 北野 一志 | 産業課長 | 谷口 泰之 |
| 建設課長 | 工藤 秀三 | 会計管理者 | 加藤 久靖 |
| 保育所長 | 藤本 篤 | 教育次長 | 高橋 和義 |
| 農業委員会事務局長 | | 代表監査委員 | 藤澤 祐二 |
| 谷口 安 | | | |

○出席議会事務局職員

事務局長 馬渕 拓哉 書記 森 妙子

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 教育行政報告
- 5 一般質問
- 6

| | |
|-------|------------------------------------|
| 認定第1号 | 令和6年度 真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第2号 | 令和6年度 真狩村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 認定第3号 令和6年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和6年度 真狩村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和6年度 真狩村簡易水道事業会計決算の認定について
- 認定第6号 令和6年度 真狩村公共下水道事業会計決算の認定について
- 7 報告第1号 令和6年度 健全化判断比率及び資金不足比率について
- 8 報告第2号 専決処分の報告について
- 9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第4号))
- 10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第5号))
- 11 同意第1号 真狩村教育委員会委員の任命について
- 12 議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 13 議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 14 議案第3号 真狩村議會議員及び真狩村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- 15 議案第4号 真狩村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
- 16 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 17 議案第6号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 18 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 19 議案第8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 20 議案第9号 道産の取得について (3DCT デジタル画像診断装置)
- 21 議案第10号 令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第6号)
- 22 議案第11号 令和7年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)
- 23 議案第12号 令和7年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 24 発議第1号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
- 25 議員の派遣について
- 26 閉会中の所管事務調査の申出について

| 議事の経過 | | | |
|-------------|--------------|---|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| 10：10 開会 | 議長 (佐伯秀範) | <p>ただいまの出席議員数は、8人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回真狩村議会定例会を開会いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> | |
| 日程1 | 〃 | <p>日程 1</p> <p>会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番 大町徹君、6番 福田恵子君を指名します。</p> | |
| 日程2 | 〃 | <p>日程 2</p> <p>会期の決定についてを議題とします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から9月22日までの4日間にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> | |
| | 〃 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって会期は、本日から9月22日までの4日間に決定しました。</p> | |
| | 〃 | <p>諸般の報告を行います。</p> <p>第1に、本定例会に村長から別冊のとおり提出がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、真狩村監査委員から令和7年7月分、8月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、総務産業常任委員長から委員会所管事務調査の報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、議員の派遣について、別紙のとおり議員を派遣したので、報告いたします。</p> <p>次に、本定例会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知がありました者の職氏名を一覧にして、お手元に配布しております。</p> | |
| 日程3 | 〃 | <p>日程 3</p> <p>行政報告を行います。</p> <p>これを許します。</p> | |

| 議事の経過 | | |
|-------|--------------|---|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | 村長 (岩原清一) | <p>村長 岩原清一君</p> <p>令和7年第3回真狩村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中、御出席を賜り、本定例会が開催できますことに対して、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>それでは、第2回定例村議会以降における諸般の行政について、報告を申し上げます。</p> <p>○農作物の生育状況について お手元の資料を御覧ください。</p> <p>本年は、4月下旬から5月上旬にかけての長雨により早出し馬鈴薯、大根、人参等の植付作業が大きく遅れましたが、5月中旬から平均気温も高く、日照時間も長くなり、作物全般で収穫時期が、1週間から10日程早まっています。</p> <p>作物別では、馬鈴薯は6・7月の干ばつの影響から肥大が進まず、例年より小玉傾向となり、2L～LMの引き合いが強く、8月26日で、10kg当たり1,500円～2,200円程で推移しています。</p> <p>小豆は、草丈が例年よりも高く莢数も多く、全道的に豊作基調から、前年の価格より下がる見通しとなります。</p> <p>大豆は、草丈、葉の数は平年並みですが、莢数は多く、収量は多いと予想をしています。</p> <p>小麦につきましては、収量で反当たり平均630kgと、前年より30kg程度少ない状況となっています。</p> <p>大根は、『首割れ』や『虫害』等の発生が多く見受けられ、価格は昨年並みの2L～M 10kg当たり、1,800円～1,200円程で推移し、人参についても、播種の遅れや高温、干ばつの影響から、製品率は昨年よりもやや低い70%前後で推移しています。</p> <p>スイートコーンは、6月上旬からの天候により、平年より早く登熟が進んだことから、昨年より7日早く、8月1日より選果を行っています。品質については、記録的猛暑となった令和5年産に比べて少く、一部で『しなび』が発生しましたが、販売状況は平年より1週間から10日程度切りあがりも早く数量も落ち着き、価格浮揚が期待されるところです。</p> <p>長いものは、A品～切品までの歩留まりは73%程で、昨年と同等となっています。全国的な記録的猛暑により、一般野菜の消費が非常に鈍い中、8月の長いものの消費は、気温上昇に比例する形で引き合いが強く、4L～2Lで5,300円～5,500円で推移しています。</p> |

| 議事の経過 | | | |
|-------|-----|---|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | | <p>ブロッコリーは、8月18日現在、日量3,000～3,300ケースの受入れを行っています。品質については、黄変や軟腐・変形が散見され、歩留まりは、平均97.5%で推移しています。価格は1株150円～175円で推移しています。</p> <p>種子馬鈴薯は、食用同様に小玉傾向ですが、平年並みの収量を見込んでいます。</p> <p>畜産関係につきましては、牧草やデントコーンなどの収量は、例年並みを確保できる見通しですが、国際情勢の不安や円安の影響等により、飼料高騰が止まらない状況となっています。乳量は昨年並みに推移していますが、乳製品の値上げによる消費の影響が心配されます。</p> <p>農業を取り巻く環境につきましては、国際紛争の長期化や円安の影響等により、肥料や飼料・燃料や電気代、農作業機械や農業資材等の値上がり、高止まりが続き、農産物価格への転嫁もできず、大変厳しい状況になっています。</p> <p>今後、馬鈴薯や大根・人参の収穫も後半を迎ますが、農作業事故には、十分注意をされ、豊潤な出来秋を期待するところです。</p> <p>○公共工事の進捗状況について お手元の資料を御覧ください。</p> <p>令和7年度の公共工事の進捗状況につきまして、8月31日現在で、1件130万円以上の発注件数は11件です。</p> <p>所管別の状況ですが、建設課では、13号橋補修工事、村道北7線通長寿命化修繕工事、村道東3号加野川崎線長寿命化修繕工事、大沢川浚渫工事、真狩a団地2号棟屋上防水部分修繕工事、量水器取替工事など6件、企画情報課では、真狩交流プラザ照明器具改修工事、ユリ園コテージバスルーム改修工事の2件、教育委員会では、給食センターボイラ等改修工事、給食センター給油設備改修工事、真狩小学校自動火災報知設備取替修繕など3件となっています。</p> <p>請負金額は1億5,498万円で、進捗率は100%が1件、現在工事中である30%から95%のものが10件となっています。</p> <p>今後の工事発注、予定は、現在のところありません。</p> <p>○令和6年度各会計決算状況の一部訂正について お手元の資料を御覧ください。</p> <p>第2回村議会定例会で行政報告をした令和6年度各会計決算状況について、一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。</p> | |

| 議事の経過 | | | |
|-------|-----|---|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | | <p>簡易水道事業会計の収益的収支の特別損益の支出額が、前回報告した額から 448 円減額の 1,825,124 円、差引額が 448 円増額のマイナス 1,825,124 円、当年度純利益が 448 円増額の 1,326,651 円に訂正させていただきます。</p> <p>訂正理由につきましては、決算額の単純な転記間違いにより報告をしてしまいました。</p> <p>今後このようなことが起こらないよう、職員の指導を徹底とともにチェック機能の充実を図っていきます。大変申し訳ありませんでした。</p> <p>○外国人技能実習生の国民健康保険税の課税誤りについて</p> <p>国民健康保険税の税額について、雇用主からの問合わせにより確認をした結果、一部の外国人技能実習生の令和 6 年度分・令和 7 年度分で、過少賦課があったことが判明いたしました。</p> <p>これは、出入国を繰り返す、一部の外国人技能実習生の前年所得について、確認を怠ったことが原因であります。</p> <p>課税誤りの件数及び税額につきましては、令和 7 年度分で 7 件の 965,900 円。令和 6 年度分で 15 件の 1,019,100 円。総額 1,985,000 円です。</p> <p>これまでに、対象となる外国人技能実習生を訪問し、直接のおわびと内容の説明をした結果、追加税額について了承を得ています。</p> <p>一方、既に転出していた 5 件の 253,900 円につきましては、国内在住の 3 名には、おわび文と納税通知書を送付し、既に帰国した 2 名については、公示送達により処理し、再来日の際に、おわび文と納税通知書を送付いたします。</p> <p>追加徴収については、職員一丸となって最大限努力をしていきます。</p> <p>また、再発防止として、所得申告書に前住所地及び就労先を明記することとし、また、業務マニュアルを更新して、事務処理手順を再度確認し、システム入力処理をする際には複数人で確認するなど、今後の再発防止に努めてまいります。</p> <p>今回の課税誤りをした方々に多大な御迷惑をお掛けし、税務行政の信頼を損ねたことを深くおわび申し上げます。</p> <p>○倶知安厚生病院第 2 期整備事業について</p> <p>令和 4 年 4 月に着工した倶知安厚生病院の第 2 期整備につきましては、本年に旧棟の解体工事を完了し、来年 8 月の外構工事により、全ての整備工事が竣工いたします。</p> | |

| 議事の経過 | | |
|-------|--------------|---|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | | <p>しかしながら、今般の社会情勢の変化等に伴う整備費の増嵩費用について精査を行い、令和7年7月7日に開催した「俱知安厚生病院第2期整備推進協議会」で協議した結果、整備費総額は、2億8,085万円増額し、39億9,053万円となりました。</p> <p>町村負担額は、35億6,552万円となり、2億5,284万円増額となりました。本村の負担額は、505万4千円が増額し、7,131万円に決定いたしました。</p> <p>これからも地域住民の安全・安心並びに健康増進が図られるよう、引き続き医療拠点であるニセコ羊蹄広域俱知安厚生病院の充実に努めていきます。</p> <p>○真狩デンタルクリニックの開業について</p> <p>これまで、「村山歯科真狩診療所」につきましては、地域における歯科医療唯一の拠点として、住民福祉の増進に積極的に取り組んでおりましたが、一身上の事情により令和7年8月末日をもって閉院いたしました。</p> <p>これにより、令和7年9月18日から「医療法人社団 澄和会」を指定管理者として、新たに「真狩デンタルクリニック」を開院いたしました。</p> <p>「食べる・話す」ことは「生きる力」になります。真狩デンタルクリニックは、口腔ケアを支えるクリニックとして、住民の身近なクリニックとして、地域全体の健康増進に努めてまいります。</p> <p>今定例会には、令和6年度各会計歳入歳出決算の認定6件、健全化判断比率及び資金不足比率、専決処分について報告2件、専決処分による承認2件、教育委員会委員の任命についての同意1件、条例の制定・改正及び規約の変更8件、動産の取得1件、令和7年度一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算3件の合計23件の議案等を提案させていただいておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。</p> |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>4番 佐々木義光君</p> |
| 4 番 | (佐々木義光) | 公営企業会計の中の損益勘定留保資金の残高を参考としてお伺いいたします。 |

| 議事の経過 | | |
|-------|----------------|---|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | 議長 (佐伯秀範) | 工藤建設課長 |
| | 建設課長 (工藤秀三) | 佐々木議員の質問にお答えします。 残高を参考にということなんですが、どの部分のこと正在いの でしょうか。 |
| | 4番 (佐々木義光) | 本年度の資本的収支の不足額は、この損益勘定の資金の中で補填した と書いてありますけれども、今後こういうことが考えられますので、現 在の残高が幾らあるのか。そして、今後もし不足が出た場合は、その損 益勘定を使って補填していくのかというようなことの内容です。 |
| 10:29 | 議長 (佐伯秀範) | 休憩します。 |
| 10:31 | " | 休憩を解き、会議を再開します。 再度答弁をいただきます。 工藤建設課長 |
| | 建設課長 (工藤秀三) | 佐々木議員の質問にお答えいたします。 資本的収支の不足額についてですが、不足する分は、引継金 8,736,722 円、引継未収金 2,158,732 円、公営企業会計適用債 130 万円、損益勘定 留保資金 24,640,198 円で補填しているところでございます。今後もこの ようになるかということの質問の趣旨だと思うのですけれども、資本的 収支に関しては、毎年内部留保資金で調整して、収支をゼロにする形に なります。以上です。 |
| | 議長 (佐伯秀範) | よろしいですか。 (佐々木議員「終わります。」) |
| | " | ほかに質疑はありませんか。(なし) |
| | " | これで質疑を終わります。 |
| | | これで、行政報告は終わりました。 |
| 日程 4 | " | 日程 4 教育行政報告を行います。 |

| 議事の経過 | | | | |
|-------|---------------|---|--|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | | |
| | 教育長 (齊藤信之) | <p>これを許します。</p> <p>教育長 齊藤信之君</p> <p>令和7年第3回真狩村議会定例会の開催にあたり、前回御報告させていただいた以降の教育行政について御報告申し上げます。</p> <p>はじめに、学校教育について申し上げます。</p> <p>史上最も暑い夏といわれましたが、昨年度設置したエアコンのおかげで、暑さへの心配をすることなく子どもたちの学びを継続することができました。安全・安心な環境を整えていただいたことに改めて感謝申し上げます。</p> <p>本年度実施の全国学力・学習状況調査の結果が公表され、小学校では、国語科、算数科とも全国平均をやや下回る結果となり、中学校では、国語科が全国平均をやや上回り、数学科が下回るという結果となりました。各学校では、教科に関する調査及び児童生徒質問調査の結果を細かく分析し、さらなる授業改善や学び直しの方策等を明確にし、日々の授業実践に反映させているところです。</p> <p>学校運営協議会を開催し、1学期間の教育活動の状況をもとに各委員並びに学校の双方から意見や要望を出し合いました。取組を進めている一貫教育に係り、乗り入れ授業により中学校の教員が小学生の様子を直に見ることができることや、小学校の授業内容を知ることで中学校での授業にいかすことができているなどの成果の報告がありました。</p> <p>中学校では、バドミントン部女子、女子バレーボール部、野球部が全道大会に出場した他、高等学校では女子バドミントン部が団体の部で全国大会に出場しました。また、高等学校の農業クラブにおいては、全道技術競技大会において2名の生徒が優秀賞を受賞した他、全道実績発表大会、全道意見発表大会においては共に最優秀賞を受賞し、それぞれ全国大会へ出場する運びとなりました。</p> <p>次に、社会教育について申し上げます。</p> <p>バレーボールスポーツ少年団が男子の部、女子の部、共に後志地区予選を優勝し、全道大会へ出場することとなった他、男子チームは「T-FIVE CUP2025 北海道大会」で優勝し、全国大会へ出場することとなりました。</p> <p>羊蹄ふるさと館夏季開館の入館者数は、7日間で延べ151名、前年度対比でマイナス7%となりました。開館最終日には、沢木順さんをはじめ八洲ファミリーの皆さんのが御厚意により「八洲歌謡」の演奏会を開催し、村内外から48名の参加をいただく中で、盛況のうちに夏季開館を締めくくることができました。</p> | | |

| 議事の経過 | | | |
|-------|--------------|--|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| 日程 5 | 議長 (佐伯秀範) | <p>「第17回細川たかし杯パークゴルフ大会」については、村内外から74名の方が参加し、熱戦が繰り広げられました。心配された雨もスタート時には上がり、参加者同士、声を掛け合いながら、和やかな雰囲気の中で真剣勝負を楽しむ姿が見られていました。</p> <p>以上をもちまして教育行政報告といたします。</p> <p>今後も、真狩村議会をはじめ、地域住民の皆様の御理解と御協力を賜り、学校との連携・協働の下に教育行政の推進にあたります。</p> <p>引き続き、よろしくお願ひ申し上げます。</p> | |
| | | <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p> | |
| | | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> | |
| | | <p>これで、教育行政報告は終わりました。</p> | |
| | | <p>日程 5</p> <p>一般質問を行います。</p> <p>順番に発言を許します。</p> | |
| | | <p>7 番 陰能裕一君</p> | |
| | | <p>通告に従い、一般質問を行います。</p> <p>本村においては、村民の健康で文化的な活動を推進する一助として、現在様々な団体にいろいろな形で助成をしているものと理解しております。例えば、町内会活動におきましてはコミュニティ推進費、あるいはスポーツ少年団には大会出場時の旅費の助成、また、お年寄りの活動や文化活動といったことにつきましても、厳しい財政状況の中ではございますが、助成をしているものと理解しております。</p> <p>さて、昨今におきましては、多様性な世の中と申しますか、今までとはまた違った形の中で、違った価値観の中で、志を持って各種活動を始めている方もいらっしゃいます。今回は、こうした住民活動に対する助成についての村長の基本的な立場と、今後の考え方についてお伺いいたします。</p> | |
| | | <p>よろしくお願ひします。</p> | |

| 議事の経過 | | | |
|-------|------------------------------|---|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | 議長 (佐伯秀範) 村長 (岩原清一) | <p>答弁 岩原村長</p> <p>それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。</p> <p>議員御指摘のとおり、補助金につきましては、地方自治法第232条の2により「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とし、真狩村補助金交付規則においても、「本村の産業を振興し、経済力を高め、民生の安定を期し、もって住民の福祉の増進を図るため、規則の定めるところにより予算の範囲内において交付する。」とされております。</p> <p>これにより、コミュニティ助成事業やスポーツ少年団活動助成では、それぞれの目的、対象及び基準等を要綱で定め、補助金を交付しております。</p> <p>住民自ら主体となり、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む活動は、地域社会の持続可能性を高める上で大変重要なことであるとも認識しております。</p> <p>活動の目的や内容においても公益性がある事業で、助成や支援が必要な場合には、村として検討していきたいと思っております。</p> <p>御理解お願いいたします。</p> | |
| | 議長 (佐伯秀範) 7番 (陰能裕一) | <p>陰能裕一君</p> <p>ただいまの答弁では、そもそも補助金とはなんぞやという基本的な答弁を頂戴したというふうに理解いたします。地方自治法という上位法に基づきまして、村の規則によってその要綱を定め、その内容だとか活動だとか、その内容について公益性が認められるというものについて、補助をしているということでございます。分かりやすく言うならば、誰にでも幾らでもということではありませんよということだと思います。公益性というものは、やはり肝なのかなというふうに思っております。</p> <p>そこで、今現状いろいろとそういったことをしているところでございますが、当然今支出をしている、手助けをしているものについても、定期的に見直しなりなんなり、立ち止まって見つめ直すということをしているかとは思いますが、1問目にも触れましたが、昨今は新しい価値観の中で、いろんな活動をする方がいらっしゃるやに聞いております。例えば、一例で言えば、子ども食堂的なものだとか、あるいは真狩安全隊といいましたか、その防犯的なもので活動される方、あるいはその他に</p> | |

| 議事の経過 | | | |
|-------|--------------|--|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | | <p>もいろいろな価値観の中で何かしてみたいということを考えている方もいらっしゃるように聞いてございます。</p> <p>お金ばかりではない、いろんなそのお手伝いの仕方、応援したい気持ちというのはあるのではないかと思いますが、その辺について、今後のことについて、もう少し詳しく村長の考え方をお伺いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> | |
| | 議長 (佐伯秀範) | 答弁 岩原村長 | |
| | 村長 (岩原清一) | <p>ただいまの質問でございますが、議員のおっしゃるとおり、村としては財政状況が決して良い訳ではないとも思っております。補助金が将来にわたって財政が悪化しないよう、交付等については慎重に審議する、それから見直すことも考えております。</p> <p>現在、助成している補助事業につきまでも、その目的、成果が十分に果たされたときには、補助金の縮小や廃止も含め検討する必要があると思っております。継続するにも、状況に応じた支援の在り方などを見直す場合もございます。</p> <p>また、住民自ら行う地域活動について、公共性がある、公益性がある事業については、補助金という直接的な形だけではなく、側面的な支援をすることも可能であると考えております。</p> <p>活動に対して問題点や課題がある場合には、一緒に考えていくこともできると思っております。是非とも、そういう団体がございましたら、気軽に役場に来て、御相談いたさればと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> | |
| | 議長 (佐伯秀範) | 陰能裕一君 | |
| 7 番 | (陰能裕一) | <p>今の答弁いただいた中では、直接的な支援の他にも、いろいろなお手伝いができるのではないかと、志がある方はどうぞ気軽に役場なり行政職員に訪ねて来ていただければと。やれる範囲の中でといいますか、お手伝いしていきたいという答弁をいただきました。</p> <p>今現在、今後においてもそういった考え方、いろんなことが出てくると思いますので、そういった場合にはどこの課に行けばいいのだろうとか、あるいは村長に直接言えばいいのかなとか、いろんなこともあるかと思いますけれども、是非お願ひしたいのは、垣根を低くといいますか、村政懇談会等いろんなお話を伺う場もあるかと思います。その中で、</p> | |

| 議事の経過 | | | |
|-------|--------------|---|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | | <p>村民の皆さん言う機会も、いつ言えばいいのか、誰に言えばいいのかというようなこともあるかと思いますので、そういったときには是非フランクに耳を傾けていただきたい。あと、できることについてはなんとか協力してあげていただきたいというふうに、改めてお願ひを申し上げて、村長の考え方をもう一度伺います。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> | |
| | 議長 (佐伯秀範) | 答弁 岩原村長 | |
| | 村長 (岩原清一) | <p>それではただいまの質問にお答えいたしたいと思います。</p> <p>議員がおっしゃるとおり、いろいろな団体がいろんなところで活動しています。その公益性がある・ないかかわらず地域のために活動している団体がたくさんあるかというふうに思っておりまます。</p> <p>先ほど私が言ったみたいに、直接お金を支払うまでになくても、村といたしましても協力することは協力できるかと思います。例えば、利用料の減免だとか、そういう部分につきましても協力ができることがあるかというふうに思いますし、その活動自体に手を差し伸べることもできるのかなというふうに思います。</p> <p>ただ、なかなか役場のほうに相談する口が見当たらない方もいらっしゃるのかと思います。それで、その点につきましては、どこの課でも結構です。こういう話をしたいのだと、私でも直接結構ですし、そういう話がありましたら、広報広聴の一環でございますから、そういうようなお話を聞く場面を作りたいと思いますし、そういう垣根をできるだけ取り除いていかないといけないかなというふうにも思っております。なかなかちょっと来にくいという方、よく役場に入ると緊張するという方もいらっしゃいますので、なかなかそういう部分が伝わらない部分があるかと思いますが、今後そういう部分に、こちらからももしあれば声を掛けるようにしていきたいとも思っておりますし、各課そういうアンテナを張り巡らせて対応していきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>(陰能議員「終わります。」)</p> | |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>これで、陰能裕一君の一般質問を終わります。</p> <p>次に、3番 安藤義明君</p> | |
| 3 | 番 | 通告に従い、質問させていただきます。 | |

| 議事の経過 | | | |
|-------|--------------|--|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | (安藤義明) | <p>先日、後志管内のふるさと納税額が発表され、多くの町村が寄附額を伸ばす中、真狩村においては、ほぼ横ばいの 2,600 万円余りでした。</p> <p>このことに関しては、今まで幾度となく増額を目指し、議論してまいりましたが、来年度の予算編成を前に、いま一度、来年度に向けての政策、方針、意気込み、決意などをお聞かせ願いたいと思います。</p> | |
| | 議長 (佐伯秀範) | 答弁 岩原村長 | |
| | 村長 (岩原清一) | <p>それではただいまの安藤議員の御質問にお答えしたいと思います。</p> <p>ふるさと納税は、納税者が現在住んでいる自治体ではなく、生まれ育った自治体、お世話になった自治体や応援したい自治体に寄附先を選択して納税し、納税された自治体は、その納税者の「志」に応えられるよう子育てや教育、まちづくりなど地域の活性化につながる施策を行い、地方創生につなげていく制度であります。また、ふるさと納税を行った場合、寄附をした自治体からお礼として特産品などの返礼品をもらうことができ、魅力ある返礼品を多く扱う自治体に寄附額が集まる傾向もあります。道内の寄附額が多い自治体だと年間 200 億円を超えることもあります。</p> <p>さて、真狩村の寄附額の状況ですが、9月6日発行の北海道新聞小樽後志版に後志管内の令和6年度の市町村別ふるさと納税額が掲載され、後志管内 20 市町村中 17 番目の 2,608 万円がありました。</p> <p>真狩村では、農産物やマッカリーナ宿泊ディナー券やミネラルウォーターが主な返礼品と認識していますが、新たな返礼品を追加することで、ふるさと応援寄附金の増額が可能になるのではないかと考えております。令和6年度では、新たにハーブ豚を使ったソーセージや生ハムのセット、にんじんリキュール、干し芋のセットなどを返礼品に追加をいたしました。また、令和7年度に新たに追加した返礼品は、農産物のトマトと玉ねぎです。今後の伸びに期待をしているところでございます。</p> <p>現在、継続協議している返礼品は、宿泊を伴うキャンプ場やコテージのサービスで、宿泊場所を確保することで寄附額を増額することが可能となります。予約の方法など詳細に協議をしているところであります。さらに、真狩高校の提案したレシピによるお菓子の提供についても、村外の菓子店での製造になりますが、協議をしているところでございます。</p> <p>今後においては、委託している中間事業者や返礼品提供事業者と相談しながら、寄附者に寄り添った、返礼品のメニューの充実に向け、引き続き検討を進めてまいります。この寄附金は村の自主財源となるもので</p> | |

| 議事の経過 | | | |
|--------------|--------------|---|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>ですから、今後におきましても、多くの方に寄附をしていただけるよう、工夫しながら事業を進めてまいります。</p> <p>安藤義明君</p> | |
| 3番 (安藤義明) | | <p>現時点での国のふるさと納税の仕組み、昨年までのいろいろな試み、また7年度からはトマトや玉ねぎの新たな返礼品の追加により増額が可能ではないかというお考え、また、最後にいろいろな提供業者と相談しながら返礼品メニューを考えていくという考え。</p> <p>また、今全国的には人気のトレンドは肉、海産物、スイーツなどでしたが、昨年度からは米が入っておりました。米不足のせいか、スーパーなどでは消費者が3,500円程度の米が高いといいながらも、ふるさと納税では1万円、1万5千円のお米が人気となっているのが現実です。ここにもまた一つ流れというか、ヒントが隠されているのではないかと思います。</p> <p>私たちもいろんな場所に行って、議員視察でも最近伸ばしている町村とかに研修に行き勉強してきました。そこで、ふるさと納税、寄附金増額のためにいろいろな町村でいろいろな取組をやっていました。</p> <p>例えば、ある町村では50万円ぐらいの寄附金だったところが、3年後には約2億円、また令和3年度には32億円まで伸ばしていました。そういうところで研修してくるところによりますと、やはりサイト的には真狩村と同じサイトを利用しております。しかし、何が違うのかといいますと、やはりその町村でいろいろ何が良いのか、現状把握をもちろんのこと、どうすれば伸びるのかという、それこそ村長、あるいは課の考え方方が大事だと思っています。そういう視察の中でも、いろんな寄附額増加のために、現状の課題をいま一度どう考えているのか、また、PRや商品開発など、委託業者により一層の関わり方、強め方とか大事だと思いますので、今一度その辺についてお聞かせ願いたいと思います。</p> | |
| | 議長 (佐伯秀範) | 答弁 岩原村長 | |
| 村長 (岩原清一) | | <p>ただいま安藤議員のほうから御指摘をいただきました。</p> <p>寄附額の課題といたしましては、大きく2点あると考えております。</p> <p>1点目は、返礼品の差別化です。他の自治体と比べてインパクトが弱かったり、村内の加工業者が乏しく、製品化ができにくいということも</p> | |

| 議事の経過 | | | |
|--------------|-------|--|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | | <p>考えられます。</p> <p>村としましては、さらなる返礼品の開発に向け、委託している中間事業者とともに、本村の農産物などから製品化できる事業者を、他自治体の担当者や事業者と情報交換を行いながら、継続して探してまいりたい。新たな返礼品開発に結びつけられるよう検討してまいりたいというふうに思っております。</p> <p>2点目は、返礼品のPRの仕方でございます。返礼品の見せ方として、写真や商品説明などプロモーション不足も考えられます。</p> <p>現在、村では中間事業者とともにプロモーションを行っておりますが、今後において、より一層プロモーション活動に力を入れていくために、他自治体の好事例の要因分析を行い、ポータルサイトの見せ方や返礼品の写真掲載の工夫などをを行い、寄附者がわかりやすく、選びやすいPRができるよう検討していくかなければならないと思っております。また、あわせて、真狩村の物産展などのイベントブースでも、ふるさと納税のPRに力を入れていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。</p> | |
| 議長 (佐伯秀範) | 安藤義明君 | | |
| 3番 (安藤義明) | | <p>最初にも言いましたが、ふるさと納税の増額に向けて、今まで数々議論し、品数や内容など、幾つかの問題点を見つけることが出来ました。そして、今また新たにプロモーション活動の大しさに気づいたという点も大事じゃないかと思います。全国、やっぱりどこでもサイトを見てみたら、真狩村と同じサイトを使っております。開けば最初のほうに出てくるところ、また、そのサイトのイチオシに載ること、その辺に関しましても、やっぱりこのプロモーションというのが、今新らしく出てきた大事なところじゃないかと思います。以前にも言いましたが、最後に村長からもありましたけれども、真狩村の物産展とかイベントブースとかでPRをしていきたいと言いました。そのことに関しても、以前私もほくほく祭りでそういう納税のためのブースを作ってはいかがかとかという話もさせていただいていました。今回のほくほく祭りでは、それが見られなかつたのがちょっと残念ですけれども、こういうやっぱり地道なPR活動というのも大事じゃないかと思います。それにはやっぱり事業者との交流とか関わり方、それが大変大事になってくるのではないかと思います。そこでやっぱり最後に村長がリーダーシップを取って、このことに関してどう進んでいくのだというような、増額に向けて取り組む意気</p> | |

| 議事の経過 | | | |
|-------|--------------|---|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | | <p>込みというか、そのことに関して村全体で取り組んで、各町村やっぱり何十億と稼いでるという言い方は悪いですけれども、寄附していただいているファンの方々がいます。真狩村は3千万というのはちょっと寂しいもので、来年度には倍に、そしていざれは億という目標を持って進んでいくという、最後に村長の意気込みとか、そういうのをお聞かせ願いたいと思います。</p> | |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>答弁 岩原村長</p> | |
| | 村長 (岩原清一) | <p>ただいま議員の方から、質問というより励ましていただいたのかなどいうふうに理解しております。今まで、確かにふるさと納税というのは、うちに加工業でもあれば、その加工業者の方が製品化して、民間のPRも含めて相まってやるのですが、うちの場合は村がPRしないとそういう業者がなかなかないということでございます。そういった中で、やはりお金をもらうことの難しさというのを痛感しているわけでございますが、やはり村としまして今までお金をあまり掛けていなかったというのも一端あるのかなというふうに私は今ちょっと思っております。写真1枚にしても、素人が撮るよりプロの人が撮って、より美味しく、より興味を引くようなものになる、視覚に訴えるものもできるだろうし、サイトも、お金を出せば一番最初のほうに押し上げてくれるということらしいのですよね。であれば、1枚目に出てくる、一番上に出てくるものは一番人の目に付くので、それだけでもかなりふるさと納税の額が上がるという話も聞いたことがあります。ただ、今までいろいろな意味でお金を掛けることにちょっと消極的なこと也有ったのかなというふうに思いますので、今議員から言われたように、お金を掛けながら収益を上げることも一緒に検討して、プロモーションというのはお金が掛かるもので、見返りというのはその後に付いてくるものだと思いますので、そういうような意味でちょっと担当課とも相談しながら、ふるさと納税を上げる工夫を、先ほどの答弁でもありましたけれども、各町村を見て歩いて、そういう分析をしながら進めてまいりたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>(安藤議員「終わります。」)</p> | |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>これで、安藤義明君の一般質問を終ります。 以上で、一般質問を終わります。</p> | |

| 議事の経過 | | |
|-------|---------------|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| 日程 6 | 議長 (佐伯秀範) | <p>日程 6</p> <p>認定第 1 号 令和 6 年度真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について 認定第 2 号 令和 6 年度真狩村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第 3 号 令和 6 年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第 4 号 令和 6 年度真狩村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第 5 号 令和 6 年度真狩村簡易水道事業会計決算の認定について 認定第 6 号 令和 6 年度真狩村公共下水道事業会計決算の認定について</p> <p>を一括して議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> |
| | 副村長 (長船敏行) | <p>認定第 1 号 令和 6 年度真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について 令和 6 年度真狩村一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。</p> <p>令和 7 年 9 月 19 日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>認定第 2 号から認定第 4 号までにつきましても、認定第 1 号と同様に、令和 6 年度各特別会計の歳入歳出決算認定、認定第 5 号から認定第 6 号までは、令和 6 年度各企業会計の決算認定となっております。また、一番後ろに監査委員の決算審査意見書を添付しております。</p> <p>令和 6 年度の一般会計及び特別会計は 5 月 31 日、企業会計は 3 月 31 日をもちまして出納閉鎖し、会計管理者において決算を調製いたしまして、7 月 23 日に監査委員の審査に付したところであります。8 月 1 日から 21 日まで審査が行われ、8 月 27 日に決算審査意見書を提出していただきました。</p> <p>これによりまして、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の審査意見書、そして、主要な施策の成果報告書などを添えて、議会の認定に今回付すものでございます。</p> <p>いずれの会計におきましても、歳入の確保と適正な予算執行に努めまして、一般会計及び特別会計においては、歳入歳出差引額及び実質収支額、また、企業会計においては、当年度純利益は黒字となっております。</p> |

| 議事の経過 | | | |
|-------|--------------|---|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | | <p>それでは、各会計の決算概要を御説明申し上げますので、お配りしております令和6年度 主要な施策の成果報告書の第1表 令和6年度真狩村会計別決算総括表を御覧ください。決算額につきましては、千円単位で説明させていただきます。</p> <p>認定第1号の一般会計の決算額は、歳入総額29億950万7千円、歳出総額28億1,703万2千円、歳入歳出差引残額9,247万5千円となり、翌年度へ繰越となりました。</p> <p>次に、認定第2号の国民健康保険事業特別会計の決算額は、歳入総額1億2,336万7千円、歳出総額1億2,133万1千円、歳入歳出差引残額203万6千円となり、翌年度へ繰越となりました。</p> <p>次に、認定第3号の国民健康保険診療所事業特別会計の決算額は、歳入並びに歳出総額はともに2,154万5千円で、歳入歳出差引残額は、ゼロとなりました。</p> <p>次に、認定第4号の後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額3,790万5千円、歳出総額3,786万4千円、歳入歳出差引残額4万1千円となり、翌年度へ繰越となりました。</p> <p>次に、認定第5号の簡易水道事業会計の決算額は、使用料や施設の維持管理費などに係る収益的収支については、経常損益の収入支出の差引額が315万2千円、特別損益の収入支出の差引額がマイナス182万5千円となり、当年度純利益は132万7千円となりました。また、施設の整備や改修などに係る資本的収支については、収入支出の差引額がマイナス3,683万6千円となりましたが、引継金や損益勘定留保資金などで補填しています。</p> <p>最後に、認定第6号の公共下水道事業会計の決算額は、収益的収支については、経常損益の収入支出の差引額が619万3千円、特別損益の収入支出の差引額がマイナス105万6千円となり、当年度純利益は513万7千円となりました。また、資本的収支については、収入支出の差引額がマイナス1,486万2千円となりましたが、引継金や損益勘定留保資金などで補填しています。</p> <p>以上、6会計の決算概要について御説明しましたが、別添の監査委員の決算審査意見書での意見等を踏まえまして、適正な事務及び行政運営を進めてまいりますので、これらの点も含めて、議会の御承諾を賜りたく付議いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> | |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>ただいま提案理由の説明が終りましたので、お諮りします。</p> <p>認定第1号から認定第6号までについては、7人の委員で構成する決</p> | |

| 議事の経過 | | | |
|-------|--------------|---|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | | <p>算特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査としたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> | |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、認定第1号から認定第6号までについては、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。</p> | |
| | " | <p>次に、ただいま設置されました決算特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> | |
| | " | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、決算特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定しました。</p> | |
| | " | <p>お諮りします。</p> <p>ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長を除く全議員を指名したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> | |
| | " | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く全議員を選任することに決定しました。</p> | |
| | " | <p>決算特別委員長及び副委員長の選任については、委員長は議長から、副委員長は決算特別委員長から指名したいと思いますが、御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> | |
| | " | <p>異議なしと認め、委員長を私から指名します。</p> | |

| 議事の経過 | | | |
|--------------|-----|---|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | | <p>委員長には、安藤義明君を指名します。 お諮りします。</p> <p>ただいま指名しました安藤義明君を委員長に選任することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> | |
| 議長 (佐伯秀範) | | <p>異議なしと認め、安藤義明君を決算特別委員会委員長に選任することに決定しました。</p> <p>なお、委員長のほうから挨拶を兼ねて副委員長の御指名をお願いします。</p> <p>安藤義明君</p> | |
| 3番 (安藤義明) | | <p>ただいま、決算特別委員会の設置にあたり、委員長の指名をいただきました。身に余る重責ではございますが、皆様方の協力をいただき、慎重に審議を進めていきたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。これにて就任の挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>なお、副委員長には、福田恵子議員を指名いたしますので、御快諾いただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p> | |
| 議長 (佐伯秀範) | " | <p>お諮りします。</p> <p>ただいま委員長より指名されました福田恵子君を副委員長に選任することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> | |
| 11:13 | " | <p>異議なしと認め、福田恵子君を決算特別委員会副委員長に選任することに決定しました。</p> <p>ここで休憩とします。</p> <p>11時25分まで休憩します。</p> | |
| 11:25 | " | <p>休憩を解き、会議を再開いたします。</p> | |
| 日程7 | " | <p>日程 7</p> <p>報告第1号 令和6年度 健全化判断比率及び資金不足比率について報告を行います。</p> <p>副村長 長船君</p> | |

| 議事の経過 | | |
|-------|---------------|---|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | 副村長 (長船敏行) | <p>報告第1号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。</p> <p>令和7年9月19日 提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>令和6年度の健全化判断比率及び資金不足比率を表に示しております。また、次のページに監査委員からの審査意見書を添付しております。</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の審査を経て議会に報告し、公表することが義務付けられており、7月23日に監査委員の審査に付したところであります。8月1日から21日まで審査が行われ8月27日に審査意見書を提出していただきました。</p> <p>健全化判断比率は、4指標となっており、表の右側には、法律で定める早期健全化及び財政再生の基準比率を示しております。まず、実質赤字比率は、最も主要な会計である一般会計に生じている赤字の大きさを村の財政規模に対する割合で表したもので、本村は黒字であるため、表示はありません。</p> <p>次に、連結実質赤字比率は、村の全ての会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、これについても本村は黒字であるため、表示はありません。</p> <p>次に、実質公債費比率は、村の借入金である地方債の償還金の大きさを村の財政規模に対する割合として、3か年、令和4年度から令和6年度の平均値で表したもので、8.8%となり、前年度と比べ0.6ポイント減少し、基準を下回っています。減少した要因としては、公債費元利償還金等が減り、分子が減少しました。そして、普通交付税額等が増え分母の標準財政規模が増加したためです。</p> <p>次に、将来負担比率は、借入金など現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、31.2%となり、前年度と比べて10.9ポイント減少し、こちらも基準を下回っています。減少した要因としては、地方債現在高や簡易水道事業や公共下水道事業の公債費に充当する一般会計からの繰入見込み額等が減少したことにより、分子が減少しました。そして、分母の標準財政規模が増加したためでございます。</p> <p>次に、資金不足比率についてですが、表の右側に法律で定める経営健全化の基準比率を示しております。簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計、それぞれの資金不足を事業規模である料金収入規模と比較して</p> |

| 議事の経過 | | |
|-------|-----|---|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| 日程 8 | | <p>指標化し、経営状況の悪化の度合いを示したもので、両会計とも資金不足額が発生しておりませんので、表示はありません。</p> <p>結果、令和6年度 健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回り、財政状況は健全な状態となりましたが、今後もこの状態が維持できるよう財政状況の推移を注視しつつ、的確な財政運営に努めてまいります。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>以上で、報告第1号 令和6年度 健全化判断比率及び資金不足比率については報告を終了しました。</p> <p>日程 8 報告第2号 専決処分の報告を行います。 副村長 長船君</p> <p>報告第2号 専決処分の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。 令和7年9月19日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページが専決処分書となっておりますので、お開きください。 議会の議決で指定されました、村例規であります専決処分事項の指定についてに基づきまして、令和7年8月25日に専決処分をいたしました。</p> <p>報告の内容を説明いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事故発生日時 令和7年6月19日午前9時30分頃 事故発生場所 虻田郡真狩村字緑岡 268番6地先の村道11号線上 緑岡から社間の村道となります。 損害賠償の相手方 そこに記載のとおりでございます。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| 議事の経過 | | | |
|-------|---------------|---|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | | 4. 損害賠償額 タイヤ及びホイールの修理費 9,570 円 5. 事故の概要でございますが、村道の路面上の深さ約 8cm 程度の陥没した穴の上を通過した際、左側前タイヤのパンク及びホイールを破損させたものでございます。 過失割合については、道路の維持管理に瑕疵はあるものの、相手方が常時通る道路で陥没の認識があり回避可能であったことから、相手方 70、村 30 として、村が相手方の車両の修理費を支払うことで示談が成立しました。損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険に入加入しております、全額保険により補填されます。 以上、御報告申し上げます。 | |
| | 議長 (佐伯秀範) | これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし) | |
| | " | 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 | |
| | " | 以上で、報告第 2 号 専決処分の報告は終了しました。 | |
| 日程 9 | " | 日程 9 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて(令和 7 年度 真狩村一般会計補正予算(第 4 号))を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君 | |
| | 副村長 (長船敏行) | 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて 地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。 令和 7 年 9 月 19 日提出 真狩村長 岩原清一 | |
| | | 次のページをお開きください。専決処分書となっております。令和 7 年 8 月 8 日に専決処分をいたしました。 次のページ以降より、専決処分した補正予算につきまして説明いたします。 | |

| 議事の経過 | | |
|-------|--------------|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | | <p>令和 7 年度真狩村一般会計補正予算(第 4 号)</p> <p>令和 7 年度真狩村一般会計補正予算(第 4 号) は、次に定めるところによる。</p> <p>第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 7,052 万 8 千円とする。</p> <p>第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和 7 年 8 月 8 日専決 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7 ページをお開きください。</p> <p>2 款、1 項、5 目、7 節 報償費、自治功労者弔慰金 10 万円の追加です。真狩村自治功労者 島口勝さんが 8 月 8 日にお亡くなりになりましたので、真狩村表彰条例の規定により御遺族に弔慰金を贈呈いたしました。</p> <p>歳出合計、補正前の額 29 億 7,042 万 8 千円、補正額 10 万円の追加、補正後の額 29 億 7,052 万 8 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6 ページを御覧ください。</p> <p>19 款、1 項、1 目、1 節 前年度繰越金 10 万円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加いたしました。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、2,656 万 6 千円となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額 29 億 7,042 万 8 千円、補正額 10 万円の追加、補正後の額 29 億 7,052 万 8 千円となるものです。</p> <p>以上、御承認のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p> |
| | 〃 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> |
| | 〃 | <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p> |

| 議事の経過 | | |
|-------|---------------|---|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから承認第1号 専決処分の承認を求めるについて(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第4号))を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| | " | <p>異議なしと認めます。</p> <p>承認第1号 専決処分の承認を求めるについて(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第4号))は、承認することに決定しました。</p> |
| 日程 10 | " | <p>日程 10</p> <p>承認第2号 専決処分の承認を求めるについて(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第5号))を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> |
| | 副村長 (長船敏行) | <p>承認第2号 専決処分の承認を求めるについて 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。</p> <p>令和7年9月19日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページをお開きください。専決処分書となっております。令和7年9月1日に専決処分をいたしました。</p> <p>次のページ以降より、専決処分した補正予算につきまして説明いたします。</p> <p>令和7年度真狩村一般会計補正予算(第5号)</p> <p>令和7年度真狩村一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,065万4千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並</p> |

| 議事の経過 | | |
|-------|--------------|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | | <p>びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。</p> <p>令和7年9月1日専決 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>2款、1項、5目、7節 報償費、自治功労者弔慰金10万円の追加です。真狩村自治功労者 印南正治さんが9月1日にお亡くなりになりましたので、真狩村表彰条例の規定により御遺族に弔慰金を贈呈いたしました。</p> <p>6項、1目、9節 交際費、監査委員交際費2万6千円の追加です。前監査委員 印南正治さんの葬儀に際し、香典及び生花代として追加したものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額29億7,052万8千円、補正額12万6千円の追加、補正後の額29億7,065万4千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>19款、1項、1目、1節 前年度繰越金12万6千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加いたしました。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、2,644万円となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額29億7,052万8千円、補正額12万6千円の追加、補正後の額29億7,065万4千円となるものです。</p> <p>以上、御承認のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p> |
| | 〃 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> |
| | 〃 | <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p> |
| | 〃 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> |

| 議事の経過 | | | |
|-------|--------------|--|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>これから承認第2号 専決処分の承認を求めるについて(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第5号))を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>承認第2号 専決処分の承認を求めるについて(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第5号))は、承認することに決定しました。</p> | |
| 日程 11 | 〃 | <p>日程 11</p> <p>同意第1号 真狩村教育委員会委員の任命についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>村長 岩原清一君</p> <p>同意第1号 真狩村教育委員会委員の任命について</p> <p>下記の者を真狩村教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、議会の同意を求める。</p> <p>住所 真狩村字桜川45番地8</p> <p>氏名 神 幸紀</p> <p>生年月日 昭和49年12月10日</p> <p>令和7年9月19日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>提案の主だった理由につきましては、現委員であります神幸紀さんが、令和7年9月30日をもって任期満了となるため、新たに再任するものでございます。</p> <p>任期につきましては、令和7年10月1日から令和11年9月30日までということでございます。</p> <p>神さんにつきましては、今まで令和2年6月18日から2期5年間委員を務めていただいております。現在50歳でございまして、神さんは、平成16年に真狩村に転入し、桜川地区でブーランジェリージンというパン屋さんを開業しております。人格につきましては、高潔でありますし、地域住民からも厚い信頼を受けている方だと思います。また、長年にわたり野球少年団の指導者として、スポーツの普及や青少年の健全育成に努められていることから、教育委員としての要件を十分に満たしている</p> | |

| 議事の経過 | | |
|-------|--------------|---|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| 日程 12 | 議長 (佐伯秀範) | と考え、引き続き委員として選任するため、同意を求めるものでございますので、よろしくお願ひいたします。 |
| | | ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 |
| | | 質疑はありませんか。(なし) |
| | | 質疑なしと認めます。 |
| | | これで質疑を終わります。 |
| | | これから討論を行います。 |
| | | 討論はありませんか。(なし) |
| | 〃 | 討論なしと認めます。 |
| | | これで討論を終わります。 |
| | | これから同意第1号 真狩村教育委員会委員の任命についてを採決します。 |
| | 〃 | お諮りします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。(異議なし) |
| | | 異議なしと認めます。 |
| | 〃 | 同意第1号 真狩村教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。 |
| | | 日程 12 |
| | 村長 (岩原清一) | 議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題とします。 |
| | | 提案理由の説明を求めます。 村長 岩原清一君 |
| | 村長 (岩原清一) | 議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について |
| | | 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。 令和7年9月19日提出 |

| 議事の経過 | | | |
|-------|--------------|--|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | | <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページが制定条例の本文となっております。</p> <p>令和7年10月の村長及び副村長の給与月額は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例、以下、「支給条例」といわせていただきますが、その条例の第3条第1項及び特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(令和7年条例第7号)の附則第2項の規定にかかわらず、村長の給与月額は、附則第2項に定める額に100分の90、副村長の給与月額は、支給条例第3条第1項に定める額に100分の95をそれぞれ乗じた額とするものであります。</p> <p>附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。</p> <p>提案理由につきましては、先ほど行政報告で申し上げましたとおり、国民健康保険税の課税誤りが判定いたしました。このような事態が起きたことは誠に遺憾であり、村民の皆様の行政に対する信頼を失墜させる行為であり、多大な御迷惑をお掛けしたこと、心よりおわびを申し上げます。</p> <p>これを受けまして、担当職員の管理監督を行う立場であります私と副村長におきましては、その責任を重く受け止め、給与の一部を減額することを提案させていただきます。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> | |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p> | |
| | " | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> | |
| | " | <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p> | |
| | " | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> | |
| | " | <p>これから議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の特</p> | |

| 議事の経過 | | | |
|-------|--------------|--|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>例に関する条例の制定についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。</p> | |
| 日程 13 | 〃 | <p>日程 13</p> <p>議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> <p>議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和7年9月19日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> | |
| | | <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、1ページをお開き下さい。</p> <p>改正理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下「法」といわせていただきますが、その改正及び自治体ごとにバラバラだった基幹業務システムを国が定めた共通仕様に統一する自治体情報システム標準化に伴い、本村の住民基本台帳に登録されていないが、行政サービス上、記録しておく必要のある者、いわゆる「住登外者」の登録、管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられることとなりますが、この機能を扱う事務については、条例に定める必要があるため、本条例について所要の改正を行うものです。</p> | |

| 議事の経過 | | |
|-------|--------------|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | | <p>第4条は、個人番号を利用することができる法定事務が記載されていた法別表第2が法の改正により削除され、主務省令に規定されることになったため、条文を整理するものです。</p> <p>2ページの別表第1第4条関係については、村が条例で定める独自利用事務として、住登外者宛名番号管理機能を扱う事務を追加するものです。</p> <p>2ページから8ページまでの別表第2第4条関係については、特定個人情報の庁内連携を行う事務として、既に庁内連携を行っている事務において住登外者の宛名等の情報を追加するものです。また、8ページから9ページまでの別表第3第5条関係については、村長部局から教育委員会部局へ情報提供を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能を扱う事務を追加するものです。</p> <p>附則としてこの条例は、公布の日から施行し、令和7年9月16日から適用するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p> |
| | " | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> |
| | " | <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p> |
| | " | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> |
| | " | <p>これから議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |

| 議事の経過 | | |
|-------|---------------|---|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| 日程 14 | 議長 (佐伯秀範) | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p> |
| | " | <p>日程 14</p> <p>議案第3号 真狩村議会議員及び真狩村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> |
| | 副村長 (長船敏行) | <p>議案第3号 真狩村議会議員及び真狩村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について</p> <p>真狩村議会議員及び真狩村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和7年9月19日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、1ページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、公職選挙法施行令の一部が改正され、近年における物価の変動等を配慮し、国政選挙における選挙運動に関し、公営に要する経費の限度額が引き上げられました。</p> <p>これに伴い、本村においても本条例の一部を改正するものです。</p> <p>第8条については、選挙運動用ビラの作成の公費負担額の上限額を1枚当たりの作成単価7円73銭から8円38銭に改めるものです。</p> <p>第11条については、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の上限額の算出に使用する1枚当たりの作成単価を2ページの下線のとおり541円31銭から586円88銭に改めるものです。</p> <p>附則として、この条例は、公布の日から施行する。また、この条例の施行日以後に告示される選挙から適用し、施行日以前に告示された選挙については、従前どおりということを規定しております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| | 議長 (佐伯秀範) | ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 |

| 議事の経過 | | |
|-------|---------------|---|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | 議長 (佐伯秀範) | 質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 |
| | " | これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし) |
| | " | 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 |
| | " | これから議案第3号 真狩村議会議員及び真狩村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし) |
| | " | 異議なしと認めます。 議案第3号 真狩村議会議員及び真狩村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。 |
| 11:54 | " | ここで昼食のため、休憩といたします。 午後は1時30分から再開いたします。 |
| 13:30 | " | 休憩を解き、会議を再開いたします。 |
| 日程15 | " | 日程 15 議案第4号 真狩村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君 |
| | 副村長 (長船敏行) | 議案第4号 真狩村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について 真狩村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。 |

| 議事の経過 | | |
|-------|--------------|---|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | | <p>令和7年9月19日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、1ページをお開き下さい。</p> <p>改正理由につきましては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が一部改正されたことに伴い、男女とも仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置を講じるため、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>改正点については、新設となる第18条の2は、職員から本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等の申出があった場合及び職員の子が3歳になるまでの適切な時期に職員に対して、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供や制度利用に係る意向確認、子や家庭の状況により、両立に支障がある場合、その事情の改善に向けた意向確認とその意向に配慮しなければならないことなどを新たに定めるものです。</p> <p>その他、第18条の2の新設により条番号の繰下げや条文を整理するとともに誤字などを訂正するものです。</p> <p>3ページの附則として、この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。ということで経過措置として、施行日前においても本条例の改正後の条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる情報提供や意向確認の措置を講ずることができるとしております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p> |
| | " | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> |
| | " | <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p> |
| | " | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> |

| 議事の経過 | | |
|-------|---------------|---|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| 日程 16 | 議長 (佐伯秀範) | <p>これから議案第4号 真狩村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| | " | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号 真狩村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p> |
| | " | <p>日程 16</p> <p>議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> |
| | 副村長 (長船敏行) | <p>議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和7年9月19日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、1ページをお開き下さい。</p> <p>改正理由につきましては、「地方公務員の育児休養等に関する法律」が一部改正されたことに伴い、仕事と育児の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充が行われることに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>改正点については、第17条は、部分休業の承認の請求が可能な非常勤職員の要件から勤務日ごとの勤務時間を考慮する規定を削除するものです。</p> <p>2ページの第18条は、部分休業の承認について、1日につき2時間の範囲内で勤務時間の始め又は終わりとしていた条件を削除し、どの時間帯でも2時間の範囲内で取得を可能とするとともに取得パターンがもう一つ新設されることから、現行の取得パターンを第1号部分休業に名称を改めるものです。</p> <p>新設となる第18条の2から3ページの第18条の5までについては、</p> |

| 議事の経過 | | |
|-------|--------------|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | | <p>第2号部分休業として、取得パターンを追加するもので、基本は1時間を単位として承認し、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに請求するほか、1年につき請求できる上限時間を常勤職員は、77時間30分、非常勤職員は、勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間とする。</p> <p>また、第1号及び第2号部分休業のいずれかを選択するための事前申出を行い取得可能となりますけれども、配偶者の入院や配偶者と別居したなどの特別な事情により取得パターンを変更できることなどを新たに定めるものです。</p> <p>4ページの第20条は、特殊な事情により取得パターンを変更したときは、部分休業の承認を取り消すことを定めるものです。</p> <p>その他、上位法令や本条例の改正により条文を整理するものです。</p> <p>附則として、この条例は、令和7年10月1日から施行するものです。また、経過措置として、令和7年度においては、新設した第2号部分休業については、取得可能期間が半年となることから上限時間を半分にすることとしております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p> |
| | " | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> |
| | " | <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p> |
| | " | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> |
| | " | <p>これから議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |

| 議事の経過 | | |
|-------|---------------|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p> |
| 日程17 | 〃 | <p>日程 17</p> <p>議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> |
| | 副村長 (長船敏行) | <p>議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について</p> <p>地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。</p> <p>令和7年9月19日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、最後のページをお開きください。</p> <p>規約の変更理由につきましては、檜山管内の「江差町・上ノ国町学校給食組合」が脱退するため、規約別表第1を改正することについて協議をするため、本案を提出するものです。</p> <p>変更の内容としては、別表第1について、「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削除するものです。</p> <p>附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することを規定しております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p> |
| | 〃 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> |
| | 〃 | これから討論を行います。 |

| 議事の経過 | | |
|-------|---------------|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>討論はありませんか。(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> |
| | " | <p>これから議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| | " | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。</p> |
| 日程18 | " | <p>日程 18</p> <p>議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> |
| | 副村長 (長船敏行) | <p>議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について 地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。</p> <p>令和7年9月19日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、最後のページをお開きください。</p> <p>規約の変更理由につきましては、議案第6号と同じ理由になります。</p> <p>変更の内容としては、別表(2)について、「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削除するものです。</p> <p>附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することを規定しております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |

| 議事の経過 | | |
|-------|--------------|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| 日程 19 | 議長 (佐伯秀範) | ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし) |
| | | 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 |
| | | これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし) |
| | | 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 |
| | | これから議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし) |
| | | 異議なしと認めます。 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。 |
| | | 日程 19 議案第8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君 |
| | | 議案第8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について 地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。 令和7年9月19日提出 真狩村長 岩原清一 |
| | | 次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説 |

| 議事の経過 | | | |
|-------|--------------|---|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| 日程 20 | 議長 (佐伯秀範) | <p>明させていただきますので、最後のページをお開きください。</p> <p>規約の変更理由につきましては、議案第 6 号と同じ理由になります。</p> <p>変更の内容としては、別表第 1 と第 2 について、「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削除するとともに管内の括弧内の加入数を 10 に改正するものです。</p> <p>附則として、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行することを規定しております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> | |
| | | <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p> | |
| | | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> | |
| | | <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p> | |
| | | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> | |
| | | <p>これから議案第 8 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> | |
| | | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 8 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。</p> | |
| | | <p>日程 20</p> <p>議案第 9 号 動産の取得についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> | |

| 議事の経過 | | |
|-------|---------------|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | 副村長 (長船敏行) | <p>議案第9号 動産の取得について 下記により動産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和7年9月19日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>1 動産の種類 (1)名称 3DCT デジタル画像診断装置 (2)規格 院内技工装置付き 3DCT デジタル画像診断システム (3)数量 1台 2 取得価格 2,387万円 3 契約の相手方 札幌市東区北24条東21丁目7番16号 ササキ株式会社 札幌支店 支店長 長澤 旭</p> <p>提案理由につきましては、財産の取得での動産の買入れ契約の予定価格が1千万円を超えるため、議会の議決を得る必要があることから提案するものです。</p> <p>事業概要ですが、真狩村歯科診療所で使用している画像診断装置は、平成13年度に購入したもので、24年が経過し老朽化が進んでいることや、現在、国の医療DXの推進に伴い、医療機器のデジタル化への対応が必要となってきたことから最新の診断装置に更新するものです。</p> <p>なお、次のページに入札状況を記載した参考資料を添付しております。9月12日にそこに記載の指名業者5社、うち4社の辞退がありましたので、1社により指名競争入札を行いまして、落札率87.6%でササキ株式会社札幌支店が落札いたしました。納期を令和8年1月30日として、現在仮契約中です。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p> |
| | 〃 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> |

| 議事の経過 | | | |
|-------|---------------|--|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> | |
| | " | | |
| | " | <p>これから議案第 9 号 動産の取得についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> | |
| | " | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 9 号 動産の取得については、原案のとおり可決されました。</p> | |
| 日程 21 | " | <p>日程 21</p> <p>議案第 10 号 令和 7 年度 真狩村一般会計補正予算(第 6 号)を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> | |
| | 副村長 (長船敏行) | <p>議案第 10 号 令和 7 年度真狩村一般会計補正予算(第 6 号)</p> <p>令和 7 年度真狩村一般会計補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,467 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 9,533 万 3 千円とする。</p> <p>第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。</p> <p>第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。</p> <p>令和 7 年 9 月 19 日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、10 ページをお開きください。</p> | |

| 議事の経過 | | |
|-------|-----|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | | <p>2款、1項、1目、13節 使用料及び賃借料、図面複写機使用料 22万1千円の追加です。平成22年度よりリース契約で使用している図面複写機が故障し、修理部品がないことから、新しい機種に交換するため不足分のリース料を追加するものです。</p> <p>3目、12節 委託料、役場庁舎省エネ改修実施設計業務委託 510万円の追加です。役場庁舎暖房設備が老朽化により交換部品がなく、今後において修繕ができないことから改修が必要となります。その財源として脱炭素化推進事業債を活用する予定で、その際、実施設計の策定が不可欠となるため追加するものです。また、空調設備の整備については、来年度を予定しております。</p> <p>7目、11節 役務費、データ復旧手数料 20万円の追加です。一つ飛ばして 18節 負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金 30万円の追加です。役場の全庁的な業務ファイルが記録されているハードディスクが故障したため、データ復旧に係る手数料と機器の更新及び設定費用に係る負担金を追加するものです。</p> <p>12節 委託料、職員研修委託 55万円の追加です。自治体DXを推進していくため、リーダーを育成していく必要があります。外部講師による職員向けの研修会の開催経費を追加するものです。また、この研修は特別交付税の対象となります。</p> <p>3項、11ページの1目、17節 備品購入費、パソコン 18万6千円の追加です。入国管理法の一部改正に伴い、外国人の住居地移動時に在留カード情報の書換えに必要となるパソコンを購入するため追加するもので、全額国の委託金で賄われます。</p> <p>5項、1目、1節 報酬、統計調査員・指導員報酬 4万7千円の追加です。国勢調査の調査員・指導員の人数及び報酬単価の確定により追加するものです。</p> <p>3款、1項、1目、10節 需用費、消耗品費 28万2千円の追加です。11節 役務費 5万4千円の追加です。内訳として通信運搬費 4万1千円の追加、口座振込手数料 1万3千円の追加です。18節 負担金、補助及び交付金、定額減税調整給付不足額給付金 389万円の追加です。</p> <p>これらの補正につきましては、国が実施するエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援するための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、以下臨時交付金と呼ばせていただきますが、これを活用して、低所得世帯等へ給付金を給付するための予算措置となります。昨年度、定額減税が十分受けられない方を対象に「定額減税調整給付金」の給付を実施しましたが、令和6年分所得税</p> |

| 議事の経過 | | |
|-------|-----|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | | <p>額及び定額減税の実績額等の確定により、当初調整給付金に不足が生じた方などに不足額を給付するもので、6月に見込みで補正させていただきましたが、額の確定により不足分を追加するものです。それと、事務費として、コピー用紙等の消耗品、申請書等の送付、給付金の振込の経費を追加するものです。これらの経費は、臨時交付金で全額賄われます。</p> <p>12ページの4目、18節 負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金93万4千円の追加です。障害者自立支援給付事項の改正及び、医療費助成オンライン資格確認対応に伴う「障害者システム」の改修費を負担するため追加するものです。</p> <p>22節 償還金、利子及び割引料229万1千円の追加です。内訳として、国庫負担金返還金225万7千円の追加、道費負担金返還金3万4千円の追加です。前年度の障害者自立支援給付費負担金、障害者医療費負担金、障害児入所給付費負担金の額の確定により返還するものです。</p> <p>2項、1目、22節 償還金、利子及び割引料5万円の追加です。内訳として、国庫負担金返還金2万8千円の追加、道費負担金返還金2万2千円の追加です。前年度の子育てのための施設等利用給付交付金、子どものための教育・保育給付交付金の額の確定により返還するものです。</p> <p>4款、1項、2目、22節 償還金、利子及び割引料、国庫補助金返還金1万4千円の追加です。前年度の緊急風しん抗体検査等事業補助金の額の確定により返還するものです。</p> <p>4目、12節 委託料11万7千円の追加です。内訳として産後健診委託4万円の追加、13ページの新生児聴覚検査委託4万9千円の追加、1か月児健診委託2万8千円の追加です。</p> <p>18節 負担金、補助及び交付金、妊婦のための支援給付金65万円の追加です。これらについては、妊娠婦が当初見込みより増えたため追加するものです。</p> <p>5目、27節 繰出金、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金1万円の減額です。特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため減額するものです。</p> <p>7款、1項、3目、14節 工事請負費、2号井源泉機械室送湯ポンプ等修繕工事103万4千円の追加です。2号井の送湯ポンプは2台で稼動し、これまで2年に1回交互に交換しておりましたが、スケールの量が増え詰まるリスクが高まってきたことから、それぞれ1年に1回の交換が必要と判断し、来年度予定していた1台分の交換を前倒しして行うものです。</p> <p>17節 備品購入費、AED5万円の追加です。フラワーセンターのAEDの</p> |

| 議事の経過 | | |
|-------|-----|---|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | | <p>更新分について、日本赤十字社の共同購入事業で取得を予定しておりますが、価格の上昇により当初の予算に不足が生じるため追加するものです。</p> <p>8款、2項、1目 道路改良費は財源更正であります。道路長寿命化工事の財源として計上していた地方債について、緊急自然災害防止対策事業債が事業拡充により積雪寒冷特別地域の道路の凍上灾害の予防・拡大防止対策に係る工事も対象になったことから借入れを変更するもので、充当率が90%から100%に、地方交付税措置率も50%から70%に上がります。そのため地方債を270万円増額し、その分一般財源を減額するものです。</p> <p>14ページの10款、4項、1目、17節 備品購入費、AED5万円の追加です。高校のAEDの更新分となります。フラワーセンターと同じ理由により追加するものです。</p> <p>18節 負担金、補助及び交付金、日本学校農業クラブ全国大会出場補助金137万4千円の追加です。10月22日から23日に東京都などで開催される全国大会に生徒7名が出場いたします。引率者3名分も含め、その出場経費を補助するものです。</p> <p>4目、10節 需用費、消耗品費30万3千円の追加です。寮で使用している食器類が経年劣化により交換時期にきているのではないかという委託先からの申出により確認したところ、交換の必要があると判断し、食器類一式50セットを購入するため追加するものです。</p> <p>5項、3目、17節 備品購入費10万円の追加です。内訳として、音響機材5万円の追加です。公民館のホールで使用している2台のワイヤレスマイクのうち1台が老朽化により使用不能になり、更新するため追加するものです。</p> <p>AED5万円の追加です。公民館のAEDの更新分となります。フラワーセンターと同じ理由により追加するものです。</p> <p>6項、15ページの2目、18節 負担金、補助及び交付金、全道大会等出場補助金9万6千円の追加です。「北海道スポーツ少年団バレーボール交流大会」が9月20日から21日、深川市で開催されますが、真狩村を含む男子は6町村、女子は4町村の合同チームが出場いたします。本村の少年団からは男子の部に選手2名、女子の部にも選手2名が出場し、指導者2名分も含め、その出場経費を補助するため追加するものです。</p> <p>12款、1項、1目、3節 職員手当等、一般職 退職手当組合追加負担金679万6千円の追加です。令和6年度退職者等4名分に対する追加負担金の額の確定により追加するものです。</p> |

| 議事の経過 | | | |
|-------|-----|---|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | | <p>歳出合計、補正前の額 29 億 7,065 万 4 千円、補正額 2,467 万 9 千円の追加、補正後の額 29 億 9,533 万 3 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、8 ページを御覧ください。</p> <p>14 款、2 項、1 目、6 節 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 422 万 6 千円の追加です。歳出で説明した定額減税調整給付不足額給付金と事務費に対する国の交付金となります。</p> <p>2 目、1 節 障害者福祉費補助金 46 万 6 千円の追加です。内訳として、障害者総合支援事業費補助金 7 万 4 千円の追加、地域診療情報連携推進費補助金 39 万 2 千円の追加です。歳出で説明した「障害者システム」の改修費に対する国の補助金となります。</p> <p>3 目、2 節 母子保健衛生費補助金 68 万 4 千円の追加です。内訳として、妊娠出産包括支援事業補助金 3 万 4 千円の追加、妊婦のための支援給付金 65 万円の追加です。歳出で説明した妊産婦に対する健診や支援給付金に対する国の補助金となります。</p> <p>3 項、1 目、1 節 総務管理費委託金、中長期在留者居住地届出等事務委託費 18 万 5 千円の追加です。歳出で説明した在留カード情報の書換え処理に必要なパソコンの購入に対する国の委託金となります。</p> <p>15 款、3 項、1 目、9 ページの 3 節 統計調査費委託金、国勢調査市町村交付金 4 万 7 千円の追加です。歳出で説明した国勢調査に対する道の委託金となります。</p> <p>19 款、1 項、1 目、1 節 前年度繰越金 1,187 万 1 千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、1,456 万 9 千円となります。</p> <p>21 款、1 項、1 目、2 節 村有施設等整備事業債、役場庁舎整備事業債 450 万円の追加です。歳出で説明した役場庁舎省エネ改修実施設計業務委託の財源として、脱炭素債を充当するものです。</p> <p>5 目、1 節 道路整備事業債、道路長寿命化事業債 270 万円の追加です。歳出で説明したとおり現行より有利な起債に変更し、充当率が 100% になったため追加するものです。</p> <p>歳入合計、補正前の額 29 億 7,065 万 4 千円、補正額 2,467 万 9 千円の追加、補正後の額 29 億 9,533 万 3 千円となるものです。</p> <p>次に 4 ページを御覧ください。</p> <p>第 2 表 債務負担行為補正について、事項は、俱知安厚生病院第 2 期整備費用負担事業、期間は令和 8 年度、限度額は 505 万 4 千円です。</p> <p>本事業については、旧棟の耐震化を中心とした建築工事に対する負担金でありまして、当初、建築工事は令和 3 年度から令和 7 年度まで実施</p> | |

| 議事の経過 | | | |
|-------|--------------|---|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | | <p>され、令和4年度から令和7年度までの4か年を債務負担行為として設定し、限度額5,876万2千円として、令和3年度に議決をいただいておりましたが、整備計画の変更により事業完了年が1年延期され令和8年度となったことにより期間の変更を行い、また、このことによりまして、令和3年度予定されていた工事費の一部が令和4年度に持ち越しとなつたことから、限度額を6,429万1千円に変更する議決もいただいているところですが、先ほどの行政報告のとおり、建築資材の高騰などの影響で整備費が2億8,085万円増額したことにより、村の負担が505万4千円増額となりましたので、今回債務負担行為の措置について、議決をお願いするものでございます。整備費の増額により本村の負担総額は、7,131万円となります。</p> <p>次に5ページを御覧ください。</p> <p>第3表 地方債補正について、追加分の役場庁舎整備事業債につきましては、ただいま追加の理由を説明させていただきました。今回の補正に伴い限度額を450万円にするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりとなっております。</p> <p>次に変更分の道路長寿命化事業債につきましても変更の理由を説明させていただきました。補正後の額に限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がなく記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> | |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p> | |
| | " | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> | |
| | " | <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p> | |
| | " | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> | |
| | " | これから議案第10号 令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第6号) | |

| 議事の経過 | | | |
|-------|--------------|--|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第10号 令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。</p> | |
| 日程22 | " | <p>日程 22</p> <p>議案第11号 令和7年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> <p>議案第11号 令和7年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>令和7年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,735万8千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。</p> <p>令和7年9月19日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳入より説明しますので、6ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、1目、1節 へき地医療対策事業補助金119万円の減額です。当初予算に計上している医療機器のベット型マッサージ器、DRシステム、消化管ビデオスコープに対する道の補助金が予算配分により減額したためございます。</p> <p>2款、1項、1目、1節 一般会計繰入金が1万円の減額です。歳入歳出予算の調整のため減額となります。</p> <p>4款、1項、1目、1節 医療機器整備事業債120万円の追加です。道</p> | |

| 議事の経過 | | |
|-------|--------------|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | | <p>の補助金が減額となったことから、地方債で手当するため追加するものです。</p> <p>歳入合計ですが、補正額は総じてゼロとなりますので、補正前の額、補正後の額は同額の2,735万8千円となります。</p> <p>次に歳出を説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、1目 一般管理費は財源更正となります。歳入で説明したとおり、医療機器の購入に対し、国道支出金を119万円、一般財源を1万円それぞれ減額し、その分地方債を増額するものです。</p> <p>歳出合計も歳入合計と同様に、補正額はゼロとなりますので、補正前の額、補正後の額は同額の2,735万8千円となるものです。</p> <p>次に3ページを御覧ください。</p> <p>第2表 地方債補正について、医療機器整備事業債につきましては、ただいま変更の理由を説明させていただきました。補正後の額に限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がなく記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p> |
| | " | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> |
| | " | <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p> |
| | " | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> |
| | " | <p>これから議案第11号 令和7年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |

| 議事の経過 | | |
|-------|---------------|---|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| 日程 23 | 議長 (佐伯秀範) | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 11 号 令和 7 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。</p> |
| | " | <p>日程 23</p> <p>議案第 12 号 令和 7 年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第 2 号)を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> |
| | 副村長 (長船敏行) | <p>議案第 12 号 令和 7 年度真狩村簡易水道事業会計補正予算(第 2 号) 第 1 条 令和 7 年度真狩村簡易水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第 2 条 令和 7 年度真狩村簡易水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <p>支出 第 1 款 簡易水道事業費用 補正予定額を 34 万 6 千円追加し、補正後の予算額を 1 億 1,361 万 9 千円とするものです。</p> <p>令和 7 年 9 月 19 日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、補正の内容につきまして、第 2 条の収益的収入及び支出の支出より説明しますので、5 ページの補正予算明細書をお開きください。</p> <p>1 款、1 項、2 目、16 節 修繕費、施設等維持修繕 34 万 6 千円の追加です。これまでの配水管管路法面補修工事などにより修繕費の予算残額が少なくなってきており、今後の突発的な修繕等に備え追加するものです。これにより 1 項 営業費用の補正後の額は、1 億 813 万 2 千円となります。</p> <p>また、財源については、当年度純利益より充当するため、収入の補正はありません。</p> <p>次に 3 ページの予定キャッシュフロー計算書を御覧ください。</p> <p>ただいま説明した支出の 1 款 簡易水道事業費用の補正額 34 万 6 千円の財源を(1)業務活動によるキャッシュ・フローの一番上の当年度純利益から充当することから、この金額は 34 万 6 千円減額の 454 万 1 千円となります。これにより関連する項目の金額も変更となります。一番下の資金期末残額は、34 万 6 千円減額の 1,365 万 2 千円となります。</p> <p>また、4 ページの予定貸借対照表の 2 流動資産(1)現金預金が 34 万 6</p> |

| 議事の経過 | | | |
|-------|--------------|---|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| 日程 24 | 議長 (佐伯秀範) | <p>千円減額の 1,365 万 2 千円となります。これにより関連する項目の金額も変更となります。資産合計及び一番下の負債・資本合計は、それぞれ 34 万 6 千円減額の 17 億 243 万 8 千円となります。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p> | |
| | | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> | |
| | | <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p> | |
| | | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> | |
| | | <p>これから議案第 12 号 令和 7 年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第 2 号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> | |
| | | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 12 号 令和 7 年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。</p> | |
| | | <p>日程 24</p> <p>発議第 1 号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。</p> <p>提出者 陰能裕一君より提案理由の説明を求めます。</p> <p>陰能裕一君</p> | |
| | | <p>発議第 1 号</p> <p>令和 7 年 9 月 19 日</p> | |

| 議事の経過 | | |
|-------|-----|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | | <p>真狩村議会議長 佐伯秀範様 提出者 真狩村議会議員 陰能裕一 賛成者 真狩村議会議員 安藤義明</p> <p>国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について 上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定 により提出します。</p> <p>議案の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。</p> <p>国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）</p> <p>北海道は、豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産業、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。</p> <p>しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。</p> <p>こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靭な地域づくりを進めるためにも本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。</p> <p>そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。</p> <p>よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靭化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。</p> <p>記</p> <p>1 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。</p> <p>2 第1次国土強靭化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の</p> |

| 議事の経過 | | |
|-------|--------------|---|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | | <p>老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。</p> <p>3 人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靭化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。</p> <p>4 令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。</p> <p>5 冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。</p> <p>6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。</p> <p>7 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。</p> <p>8 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により提出する。</p> <p>令和7年9月19日 北海道真狩村議会 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靭化担当大臣 宛</p> <p>審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願ひいたします。</p> |
| | 議長 (佐伯秀範) | <p>ただいま提案理由の説明が終りましたが、本案については質疑及び討論を省略し採決したいと思いますが、御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| | " | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって本案については質疑及び討論を省略し、採決することに決定しました。</p> |
| | " | これから発議第1号 國土強靭化に資する社会資本整備等に関する意 |

| 議事の経過 | | | |
|-------|--------------|---|--|
| 日程 | 発言者 | 発言 | |
| | 議長 (佐伯秀範) | 見書の提出についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし) | |
| 日程 25 | " | 異議なしと認めます。 発議第1号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。 | |
| | " | 日程 25 議員の派遣についてを議題とします。 お諮りします。 議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いま。 御異議ありませんか。 (異議なし) | |
| | " | 異議なしと認めます。 したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。 | |
| | " | お諮りします。 ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なし) | |
| | " | 異議なしと認めます。 したがって、ただいま議決した事項の変更については、議長に一任することに決定しました。 | |
| 日程 26 | " | 日程 26 閉会中の所管事務調査の申出について、総務産業常任委員長及び議会運営委員長から申出がありました。 これを申出のとおり認めたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なし) | |

| 議事の経過 | | |
|-------------|-------------------|---|
| 日程 | 発言者 | 発言 |
| | 議長 (佐伯秀範) 〃 | 異議なしと認め、申出のとおり承認することに決定しました。 お諮りします。 本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。 したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なし) |
| 14:23 閉会 | 〃 | 異議なしと認めます。 したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。 これで本日の会議を閉じます。 令和7年第3回真狩村議会定例会を閉会します。 お疲れ様でした。 |
| | | 議長 佐伯秀範 (原本自署) |
| | | 議員 福田恵子 (原本自署) |
| | | 議員 大町徹 (原本自署) |